

令和 8 年第 7 回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 7 月 10 日（金） 午後 4 時 00 分～

2. 開催場所 宇土市役所 1 階 会議室 1

3. 出席委員 11 名

中村英子 安田鷹嗣 那須千代 上村博文
小森公明 境 良一 芥川高一 芥川清二
鎌賀和夫 加悦雅浩 宮本久美子

4. 欠席委員 1 名

太田桂子

5. 推進委員出席者 福島 至 中山茂樹 関 輝明 谷山次則 小田健夫
齊藤栄一郎 重元太郎 長溝鉄夫 松下清史
本田英二 本田善尚 野田秀則 田中一昭

6. 議事録署名者指名 境 良一 議長
議事録署名委員 上村委員 芥川高一委員

7. 議 事

- (1) 議案第 23 号 農地法第 3 条の規定による許可申請審議について
- (2) 議案第 24 号 農地法第 5 条の規定による許可申請審議について
- (3) 議案第 25 号 農用地利用集積計画の同意について

事務局 令和 8 年第 7 回農業委員会総会を開催いたします。本日は、太田委員がご欠席ですが定数の過半数を超えています。よって本総会が成立することをご報告致します。それでは、次第に沿いまして進めさせていただきます。次第 2 の会長挨拶、境会長よりご挨拶をお願いします。

境会長 こんにちは。お忙しい中にご出席頂きまして有難うございます。6 月 22 日に農業会議の総会がありまして、宇土市の会長が理事になりましたのでご報告しておきます。今回の総会が今期最後の総会となります。3 年間大変お疲れさまでした。

事務局 ありがとうございます。続きまして次第 3 の議長選出、宇土市農業委員

会会議規則第 5 条により境会長に議長をお願いします。

境議長 まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名するということでしょうか。

全委員 異議なし。

境議長 それでは、上村委員さんと芥川高一委員さんをお願いします。只今より議案審議を行います。まず申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いします、事務局から補足説明をお願いします。それでは、今月の議案審議をお願いします。議案第 23 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。それでは、申請番号 1 番と 2 番は関連がありますので、一括して確認委員の安田委員より説明をお願いします。

安田委員 議案書に記載のとおりです。問題無いと思います。ご審議よろしくお願い致します。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 1 番及び 2 番は関連しているため一括して説明します。申請地までの通作距離は車で 5 分、農業年数は 16 年、農機具をリース予定で、主たる作物は水稻、露地野菜、みかんになり、3 条の要件は満たしているものと思われます。申請番号 2 番については、隣接する宅地との筆界が未定となっておりますが、宅地部分も譲受人がアトリエとして購入する予定です。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 1 番及び 2 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 1 番及び 2 番について承認します。次に、申請番号 3 番について確認委員の鎌賀副会長より説明をお願いします。

鎌賀副会長 議案書に記載のとおりの内容です。ご審議よろしく申し上げます。

境議長	確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。
事務局	申請番号 3 番について説明します。申請地までの通作距離は車で 3 分、農業年数は 50 年、農機具を所有し、主たる作物は米、人参、葉物野菜になり、3 条の要件は満たしているものと思われます。親戚間の無償譲渡です。以上です。
境議長	事務局からの説明は終わりました。申請番号 3 番について、委員さんのご意見はありませんか。
全委員	異議なし。
境議長	異議なしということですので 3 番について承認します。以上、議案第 23 号について 3 件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第 24 号「農地法第 5 条の規定による許可申請審議について」を議題とします。それでは、申請番号 1 番について確認委員の中村委員より説明をお願いします。
中村委員	議案書に記載のとおりです。個人住宅を建てられるようです。ご審議よろしくお願い致します。
境議長	確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。
事務局	申請番号 1 番について説明します。申請人は新松原町のアパートに居住する個人です。子どもの成長に伴い、現在の住居では手狭になっていたためマイホームの建築を計画したところ、申請地は駅や商業施設に近く、利便性がよいと考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、都市計画の用途地域であるため第 3 種農地となります。以上です。
境議長	事務局からの説明は終わりました。申請番号 1 番について、委員さんのご意見はありませんか。
全委員	異議なし。
境議長	異議なしということですので 1 番について承認します。次に、申請番号 2 番について確認委員の中村委員より説明をお願いします。

中村委員 議案書に記載のとおりです。問題無いと思います。ご審議よろしくお願い致します。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 2 番について説明します。申請人は南段原町で社会福祉事業を営む法人です。昭和 52 年から特別養護老人ホームを運営しており、施設の老朽化により早急な施設の建て替えが必要であったところ、隣接する申請地は、施設完成後、入居者の速やかで安全な移動がかなうことから、今回の転用申請となりました。5 階建ての特別養護老人ホーム及び駐車場 70 台を整備する計画です。なお、申請地は、都市計画の用途地域であるため第 3 種農地となります。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 2 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 2 番について承認します。次に、申請番号 3 番について確認委員の那須委員より説明をお願いします。

那須委員 議案書に記載のとおりです。ウキウキロード沿いにあるストックヤードから近い岩古曾町に、新たにストックヤードを造るものです。ご審議よろしくお願い致します。

境議長 確認委員の説明は終わりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 3 番について説明します。申請人は松山町に居住する個人です。代表を務める法人でストックヤード経営の事業拡大を行っており、申請地は現在利用しているストックヤード用地から近く、広い面積も確保できることから利便性がよいと考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、都市計画の用途地域であるため第 3 種農地となります。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 3 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので3番について承認します。次に、申請番号4番について確認委員の安田委員より説明をお願いします。

安田委員 議案書に記載のとおりです。しまむらの移転になります。ご審議よろしくお願い致します。

境議長 確認委員の説明は終わりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号4番について説明します。申請人は埼玉県で物品販売業等を営む法人です。現在、宇土市において既存店舗で営業を行っておりますが、敷地の賃貸借契約が令和9年1月末に終了することから、代替地を探していたところ、申請地は、県道沿いで周囲には大型ショッピングセンターが立ち並び交通の便がよいため、集客が見込めると考え、今回の転用申請となりました。

なお、申請地は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地であり、第1種農地となりますが、「農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設」という不許可の例外規定に該当し、許可することは可能です。この「農業従事者」には、農業従事者の世帯員も含まれ、「就業機会の増大に寄与する」に該当するか否かは、当該施設において新たに雇用されることになる者に占める農業従事者の割合を目安とし、おおむね3割以上が農業従事者であれば、これに該当すると判断します。このため、転用申請書には、雇用計画及び地元自治体との雇用協定の添付を求めており、今回添付された雇用計画及び雇用協定によると、新たに雇用される20名のうち7名は農業従事者を雇用する計画となっており、3割を超えるため、許可は可能です。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号4番について、委員さんのご意見はありませんか。

本田善委員 3割以上が農業従事者というのは最初だけでいいのか。

事務局 最初だけでなく店舗継続の限り永年続きます。

芥川清委員 農業従事者とは今回の農地に関係ある者になるのか。

事務局 今回の農地に限らず、農業従事者であれば対象となります。

境議長 他にございませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので4番について承認します。次に、申請番号5番について確認委員の松下委員より説明をお願いします。

松下委員 議案書に記載のとおりです。ご審議よろしくお願い致します。

境議長 確認委員の説明は終わりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号5番について説明します。申請人は野鶴町の農業法人です。申請地の隣接地で運営するライスセンターにおいて、発生するもみ殻の量が多く、処理を効率的に行うため、もみ殻倉庫の設置を計画されました。なお、申請地は昨年、法人の代表者が農地法第3条の許可を受けて取得し、小松菜の栽培をおこなっていたところでしたが、本来もみ殻の増加に備えて取得予定であったライスセンター北側の山林の所有者と連絡が取れず断念したことから、申請地の利用がやむを得ないと判断し、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、農振農用地区域内にある農地ですが、令和8年7月9日付けで農業用施設用地へ用途区分の変更済みのため許可は可能です。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号5番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので5番について承認します。次に、申請番号6番について確認委員の加悦委員より説明をお願いします。

加悦委員 議案書に記載のとおりです。事務所の隣になるため問題はないと思われます。ご審議よろしくお願い致します。

境議長 確認委員の説明は終わりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

いします。

事務局 申請番号 6 番について説明します。申請人は下網田町で建設業を営む法人です。建設用資材の適切な管理、作業効率の向上のため、新たに資材置場とする場所を探していたところ、申請地は、法人の事務所に隣接しており、資材管理や運搬作業の効率化が図られると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、網田駅から 300m 以内にあるため、第 3 種農地となります。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 6 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 6 番について承認します。以上、議案第 24 号について 6 件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第 25 号「農用地利用集積計画の同意について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 これらは、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、宇土市が農地の貸借について取りまとめた「農用地利用集積等促進計画」について、農業委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によって計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。それでは番号順に沿ってご説明いたします。

借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃（しゃくちん）などにつきましては議案書記載のとおりです。17 ページの 51 番につきましては、農地中間管理機構である熊本県農業公社を介した、利用権の新規設定となります。17 ページの⑤から⑧につきましては、農業公社を介した農地の売買案件になり、現在の農地所有者から熊本県農業公社が農地を買い入れ、その後受け手に売り渡すものです。⑤は農地所有者から熊本県農業公社が農地を買い入れるもので、⑥から⑧は熊本県農業公社が受け手に売り渡すものとなっております。次のページの 18 ページは、農地の種別ごとにまとめたものになっており、面積は記載のとおりです。

最後に 19 ページをご覧ください。各地区ごとの農地の貸借状況を示しております。なお、表示している数値は、前回の総会後の時点で作成しておりますので、御了承ください。それでは上から順に説明いたします。まず、市内の農地の筆数及び面積になりますが、市全体の合計は 28,758 筆の 23,828,884 m²となっており、前月から変化はありません。中段は農地法第 3

条、利用権、機構法及び貸借なし、ごとの各地区の筆数及び面積になり、貸借なしには自作が含まれています。下段は中段の数値を地区ごとの割合に直したもので、先月から数値の変化はありません。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

本田善委員 公社を介した売買の金額は相対で決めるのか。

事務局 相対で決めていただきます。

境議長 他にございませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第 25 号について承認します。以上で予定していた議題の審議を終わりますが、その他で何かございませんか。無い様ですのでこれをもちまして、議長の任を終えさせていただきます。

事務局 ありがとうございます。閉会の言葉を鎌賀副会長にお願いします。

鎌賀副会長 ご審議ありがとうございました。また、3 年間お疲れさまでした。これをもちまして令和 8 年第 7 回の総会を閉会します。

議 長 境 良一

議事録署名人 上村 博文

議事録署名人 芥川 高一